

漏電火災警報器 調査表

調 査 項 目		法令	添付図書	調査結果	
変 流 器	電 流 値	変流器は、警戒電路の定格電流（B種接地線については、警戒電路の定格電圧の数値の20%）以上の電流値を有するものを設けること。  変流器の 定格電流値 <u>        </u> A > 警戒電路の 定格電流 <u>        </u> A	消則第 24 条の 3 第 1 号  漏火報通知 3、		適 不 適
	設 置 位 置	変流器は、次のいずれかの電路等の点検が容易な位置に堅固に取り付けること。 建築物に電気を供給する屋外の電路 B種接地線 電路の引込口に近接した屋内の電路 (屋外の電路への設置が困難な場合に限る)	消則第 24 条の 3 第 2 号		適 不 適
音 響 装 置	設 置 位 置	音響装置は、防災センター等に設けること。	消則第 24 条の 3 第 3 号		適 不 適
	音 響	音響装置の音圧及び音色は、他の警報音又は騒音と明らかに区別して聞き取ることができること			適 不 適
検 出 漏 え い 電 流 設 定 値	検出漏えい電流設定値は、100mA ~ 400mA（B種接地線に設けるものは、400mA ~ 800mA）を標準とし誤報が生じないように警戒電路の状態に応ずる適正な値とすること。	消則第 24 条の 3 第 4 号 漏火報通知 4		適 不 適	
連 動 遮 断 機 構	可燃性蒸気、可燃性粉じん等が滞留するおそれのある場所に漏電火災警報器を設ける場合には、その作動と連動して電流の遮断を行う装置を設けること。	消則第 24 条の 3 第 5 号		適 不 適	
	電流の遮断を行う装置は、可燃性蒸気、可燃性粉じん等が滞留するおそれのある場所以外の安全な場所に設けること。			適 不 適	
自 主 表 示 に 係 る 検 査	自主表示に係る検査を受けた機器を使用していること。	消法第 21 条の 16 の 2 消令第 41 条		適 不 適	
そ の 他					

備考 1 項目中、欄は該当するものに✓印を付し、下線部分には該当する内容を記入すること。

2 添付図書欄には、項目を確認できる図書の図面番号等を記入すること。

3 調査項目が非該当の場合は、当該調査結果欄に斜線を入れること。

4 その他欄には、調査項目以外で調査した内容等を記入すること。

5 凡例

消法：消防法（昭和 23 年法律第 186 号） 消令：消防法施行令（昭和 36 年政令第 37 号）

消則：消防法施行規則（昭和 36 年自治省令第 6 号）

漏火報通知：漏電火災警報器の設置基準の細目について（昭和 61 年 3 月 13 日消防予第 30 号消防庁予防救急課長通知）